

- (ハ) 午睡取扱 別に時間を定めないので受託幼児の習慣に基いて適宜午睡させることとし此寝具は各戸をして一部用具を持参させ大部分は寺院設備のものを借用する。
- (ト) 汚物の処理 各々襟を持参させて置いて取替洗濯等一切処理する。
- (チ) 急病に對する處置 近所に醫院があるので此の醫院に連行し手當を受けさせる。
- (リ) 急救藥其他の準備 簡單なる急救藥を設備してある。
- (ヌ) 託兒の送迎方法 母姉其他家族の人が送迎する。
- (ル) 間食給與 託兒所開設上最も留意する必要があるのは間食給與に關する事項であるから普通一日三回乃至四回の給與をなすこととしてゐるが各自に異ふ間食を給與するとき弊害を伴ふため各種現物の寄附に依るものを主體とし其他に適宜製造又は購入して給與する。
- (オ) 託兒所日誌の設備 託兒所の經營に關しては同村から配付に係る標語入り託兒所日誌に一切を記録し後日の参考に資することとして居る。

九、經營費收支概況 經營費中最も多額を示すものは間食給與費であるが大體は縣其他の補助金を以て賄ふの方針を執り不足する場合は篤志家の寄附金區費の支出等に俟つこととなつており最近三ヶ年の所要經營費收支概況は次の様になつてゐる。

年次	收		支	
	金額	説明	金額	説明
昭和十一年	五〇圓	補助金 二五圓 其他 二五圓	五〇圓	設備費 一〇圓 給與費 三五圓
昭和十二年	四六圓	補助金 二六圓 其他 二〇圓	四六圓	設備費 一〇圓 給與費 三五圓
平均	四九圓	春秋二回の開設費	四九圓	春秋二回の通計受託數一七一人にして一人當支出經費二九錢の割

十、効 果 託兒所の開設に依る効果は幾多あるけれども其中主なるものを掲ぐれば概ね次の様なものである。

- (イ) 開設に依り母姉乳幼児に對する心遣いと保育其他に採られた時間の空費を排除し安心して農業勞働に従事するを得て勞働能率を著しく増進し得たため從來他地方より相當多數の雇入をなしていたのであるが勞力を全廢するに至つたこと。
- (ロ) 部落内融通勞力は其賃金率を低下し又は相互手間替式として賃金決算の習慣を全廢する等の組もある様になつた
- (ハ) 間食給與を時間的に行ふの結果委託幼児は自後濫りに間食を要求しないのみか萬事規律的訓育を受くる結果育児上好結果を得られる。
- (ニ) 部落内の人心融和の傾向を助長し隣保相扶の實効を收むるに効果顯著である。
- 十一、其他參考となるべき事項 以上の様に顯著な効果を收めた結果に鑑み更に之れが延長的事業として同村々長は村費に依る常設託兒所を昭和十二年三月から開設することとして神部村愛兒園と命名専任保母二名を置いて六歳の幼兒を受託幼稚園に準じた保育事業を實施しつゝある。

其の四 主婦會經營の一例

北梅本農繁期託兒所

——愛媛縣溫泉郡小野村——

一、經營主體 小野村主婦會北梅本支部の直營である。

二、沿革概要

(イ) 動機 大正末期には當時の主婦會長の熱心な主唱によつて各地を視察し主婦會の一大事業として託兒所を經營して今日に至つてゐる。

(ロ) 沿革 主婦會長森貞卯太郎氏(當時助役)の計畫に基き大正末期に兒童愛護、勞働力増進を目的として託兒所が開設された。

大正十四年六月二十六日から開設され都會の幼稚園から保姆を聘し幼兒取扱の教を受けると共に主婦を赤十字病院へ派遣して看護講習を受けさせ一切の設備をして充分なる陣容を整備し漸次他部落に及び遂に今日の様に全村に普及することゝなつた。現在は松尾見洲氏夫妻其他數名の有志主婦の協力によつて經營の衝に當りつゝある。縣知事及大阪朝日新聞社から前後五回に亘つて表彰を受けてゐる。

三、區域内の概況

(イ) 關係戸數 一二〇戸(全村八二〇戸)全部關係す

(ロ) 耕地反別 一一二町歩(全村六二〇町歩)

(ハ) 經濟狀態 普通農事を主として果樹園を兼營するものが多い。そこで經營事情は稍良好な状態にあつて一戸平均農家所得六〇〇圓内外である。

(ニ) 其他 交通便利であつて各部落共民家は稍集團してゐる。

四、託兒所の位置 略部落の中央部に位してゐる。

五、時期及時間

(イ) 時期 年一回自六月二十五日至七月四日

(ロ) 期間 一〇日間

六、受託兒數

つておる。

年度	種目	三歳以下 乳幼兒	四歳以上 七歳未満	其他	合計
昭和十一年		三五	三八	四五	一一八
同 十二年		三六	三五	四八	一一九
同 十三年		三四	三六	四六	一一六

(備考) 其他は七歳以上の小學校生徒であつて農繁休業のため子守遊びに来る者等である。

七、託兒所の施設

(イ) 建物 寺を利用する(村内十三ヶ所中寺三、會堂九、個人家屋一)

坪數 三〇坪

使用料金、僅かの謝禮をすることがある。

(ロ) 運動場 一〇〇坪

(ハ) 娛樂設備 滑臺 三臺、舟型ブランコ 一臺(一五人乗)、砂箱三ヶにて一坪位、積木、折紙、樂器一、簡單なる玩具種々。

(ニ) 食器 部落及主婦會の備品を使用する。

(ホ) 衛生用具 急救箱(赤十字看護講習によつて一切を準備する)

註 年一回田植期のみとしたのは梅雨期衛生關係や田地に子供を伴ふ事が困難なるためである秋は子供も元氣で遊ぶ場所もあつて而も農作業田植の様に一氣呵成に作業を終了する事を要せない等の關係によつて開設せないことになつておる。

(ヘ) 炊事施設 託児所で給與する(部落によつては中食を持參させる)開設所の設備を利用する。
 (ト) 其他 睡眠用具(蚊帳、毛布等)、記録簿等を用意する。

八、擔任者

(イ) 保 姆 五名(炊事係二名、養育係三名、毎日交代制)、炊事係を雇ふ場合は二三人にて良い
 (ロ) 保母の資格條件

1、農業せざる家庭主婦(宗教家の家族を含む)

2、年齢 四〇歳以上六〇歳迄

3、小學校女教員(巡回援助)

4、保母及看護講習修得者

(ハ) 給與の有無 手當はないが主婦會からエプロン、タスキを給與する。

九、經營の概要

(イ) 受託開始時刻 自日出至日没

(ロ) 受託兒童の衣服 普通着

(ハ) 受託兒の制限傳染性のもの(咳、ハシカ等)は斷る

(ニ) 保母の訓育狀況 歌、遊戯、折紙、お話をなし多くはお守をする

(ホ) 中食給與授乳の概要

1、中食 午前十一時午後三時の二回給食

2、間食 菓子を三回給與(パン、煎餅、飴湯等)

3、乳兒は實母が來所又は農地へ連れて行つて授乳させる。

(ヘ) 午睡取扱 枕蚊帳と毛布を設備して之を利用する。

(ト) 汚物の處理 擔任者保母全部が處理する。

(チ) 急病に對する處理 今迄病人を出したことはない。(灌腸したことはある)

(リ) 救急藥其の他の準備 一般的藥及器具數種(灌腸器、水枕、體溫計等)

(ヌ) 託兒の送迎方法 兄弟伴ふものが多く、保母の近所は保母又は隣の子供によることにして(親の送迎は不適當である)。

(ル) 其他 安全な場所では人が常住する建物を最も可とし會堂等は保母が宿泊する事を必要とする。

一〇、經營收支 (最近三ヶ年、毎年大體同様とす)

收		入	
補助金	一七、〇〇	縣及村費、部落費より補助	
主婦會費	六、〇〇	主婦會負擔	
計	二三、〇〇		
支		出	
菓子代	一二、〇〇	一日三回給與にて二錢以内	
副食物	五、〇〇	調味料購入代	
食器代	一、〇〇	食器補充	
諸設備費	三、〇〇	毛布其他の品物買入代	

諸材料費

二、〇〇〇

手工材料

計

三、〇〇〇

米一人一日分一合五勺宛持参させ副食物の野菜類、醬油、鹽等は保母が持参寄附する。
一日一人當約三錢内外の總經費とする。(米代は計算しない)

一、二、効 果

- 1、農家は擧げて悦び子供も毎年其期を楽しんで待つてゐる。
- 2、子供は保母に馴れて明朗となる。
- 3、偏食兒を見出して親に注意を與へるから體位向上し健康兒となる。
- 4、農業勞働力の増進が出来る。
- 5、子供の體及性質を他の子供と比較することを親に奨め育兒上の参考にさせる。

一、二、從來の實績に鑑み改善又は要望すべき事項

- 1、體位向上のため榮養食の研究と之が給食を實行せしむること。
- 2、體位脆弱兒を見出し特に親に注意すること。
- 3、諸設備は漸次完成したいこと。
- 4、經費を助成されたいこと。
- 5、部落民(戸主)に託兒所を特に認識させ助力させること。
- 6、中心となるべき保母の養成訓練を圖ることが最も大切である。

一、三、其他参考となるべき事項

- 1、犠牲的に働く保母を得る事が先決である。
 - 2、婦人團體の結束を強くして自主的活動を圖ることが必要である。
 - 3、一層助成の道を講ずること。
 - 4、農家組合單獨にて經營を奨励すること。
- 諸條件の都合によつて一部落單位とすることは良いが一村單位は不便が多いと見られる。

其の五 村營で小學校へ開設の一例

松山村農繁期託兒所

—香川縣綾歌郡松山村—

一、主 體 松山村

二、沿革概要

創立年月 昭和二年六月

保 姆 女教員と婦人會員

世話係 男教員

	昭和二年	三年	九年	十二年	十三年
開設場所	四ヶ所	九	學校一	一	一
受託兒童數	六〇名	七〇	三二六	二九一	三二八
豫定經費	一〇〇圓	一〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
一人一日の經費	一錢	一	一六・五	二一	二五
開設日數	七日	七	七	五	四

年 齡	開設時間		同上	同上	同上
	自四歳 至六歳	自六歳 至七歳			
同上	同上	同上	同上	同上	同上

三、經費の收支

科 目	収入の部		
	十一年度	十二年度	十三年度
第一目 村費補助	六〇圓	六〇圓	六〇圓
第二目 寄附金	九〇圓	九〇圓	九〇圓
米一人一升持参につき米代入らず(價格九〇圓也)			
外			
縣	三〇圓	三二圓	三五圓
愛 國	二四圓五〇錢	二三圓	一四圓
村婦人會	一九五圓五〇錢	一〇六圓五〇錢	三一圓
第三目 繰越金	なし	なし	なし
計	四〇〇圓	三一〇圓五〇錢	二三〇圓
支出の部			
設備品費	五八、〇〇	五五、〇〇	三五、〇〇
食 費	一三六、七〇	一三〇、五〇	一三〇、〇〇
間 食 費	八六、四〇	四七、〇〇	四七、〇〇
雜 費	一一八、九〇	七八、〇〇	一八、〇〇
計	四〇〇圓	三二〇圓五〇錢	二三〇圓

計 四〇〇圓 三二〇圓五〇錢 二三〇圓

季節託児所の要領は費用をかけず、有合せの物を利用して農村の自然界に生ずる物、自然界に生きる所に妙味の存する所以を考へて、設備費等も最低限度としプランコ其の他に約十圓内外、おやつは一人一日に金五錢見當、晝食のお米は一人一日一合半、副食物は一回三錢位に見積り總經費平均一人一日金二十錢内外とする。

昭和九年開設場所を學校一ヶ所に改めるについて
場所を一ヶ所とした事は設備經營上(炊事は家事室、作法は作法室、團體的のお話は講堂、衛生洗面は靜養室を利用する)のためと教育上(校門をくぐり奉安殿に禮をして歸るまで設備の充分なる學校を利用することは自然よい印象を與へる)の爲めである。

- 通所距離の遠き者は自動車で(奉仕の自動車)送迎する。
- 1、完備して居る講堂、教室、家事室を利用する爲め窮屈な感じは更でない。
 - 2、プランコも高男の製作で堅固な物を使用出来る。
 - 3、食器も家事室のを使用する爲め清潔に便利に事をなすことが出来る。
 - 4、職員全部が居るので仕事に分擔される。
 - 5、部落別の教室に別れる事が出来る。
 - 6、時間割によつて動く時間食が少なくて済むから健康上よし。

四、効 果

(1) 婦人に對しては
託児所を開設する事によつて、銃後婦人の働きの一番盡力しなければならぬ事は子供の教育であると充分に自覺す

るに至つた。

(2) 父兄に對しては

◎農村氣質として人様から恩惠的な救護を受けることを潔ぎよしとしない農村氣風を豫想し、晝食の實費としてお米一升を提供を乞ふことは、寧ろ事業の發展上に好都合である。

◎手足まとひの子供を預つて一日中安樂に働き得ること。

(3) 託兒に對しては訓練方面を覺える事例

○禮の仕方……保姆友だち

○食事作法……彼等は同一食物を攝る事によつて一種の心安さと團體意識を味ふ

○偏食の矯正が出来る、多勢と食事することによつて

○時間割によつて間食を與へる爲め間食にてつる事が無い

○家を出る時歸る時の挨拶

○衛生に關する話

○來客に對する作法

こうして時間割も計劃も出來て楽しく遊ぶ目標に向つて……斯うする事によつて自然とお行儀を覺え、共同心、思ひやり、規律等良習慣や食事の挨拶、手を洗ふ習慣等も不知不識の間に覺える。

五、改善又は要望

1、開所中は其の場所に國旗を忘れぬこと

2、體位向上に意を用ひ託兒中に校醫を以て身體檢診を願ひたい。

3、今年散髪もしたい。

4、靜養室をうまく利用したい。

トラホーム患者の取扱に意を注ぎたい。

5、リンと云ふ物によつて規律正しい習慣を養つてやりたい。

6、午睡の爲めの部屋を便利にしたい。

7、間食は農村に出來得る物を取入れたい。

8、開所中蛔蟲蟻蟲を驅除したい。

9、設備の工夫を忘れてはならない。

10、乳兒を預りたい。

11、何事も舉村一致で事をなしたい。

むすび

町も村もおしなべて子供の世界をもつと、幸福にと母親達が自覺し婦人結束の必要も微力ながら考へる様になつて來たのも非常時のお蔭である。銃後の護りを固めるべき時期に於て何事をなすにも非常に力強さを感じるのであるが、この時期に於て女子は愛育事業に一層邁進したい。顧みれば全國的に統制聯絡し相互研究が出來得る様にしたい。

其の六 寺院經營に部落團體協力の一例

石山寺邊町農繁託兒所

滋賀縣大津市

一、經營主體 大津市石山寺邊町西蓮寺

後援 石山寺邊農事實行組合

二、沿革の概要

西蓮寺住職吉水靖芳師の先代善應和尚は社會教化に志厚く殊に農繁期の託児事業は寺院生活者本來の面目を發揮するに恰好の天職であるとの信念の下に其の経験なきを危惧しつゝも意を決して大正十二年一月十日より三月二十日迄年齢五六歳の幼児二十九名を集めて保育を試みられた結果、大いに自信を得て同年六月一日から二十五日迄第一回農繁託児所を開設され効果が大きいに擧つたので翌十三年事業を擴充して常設託児所に改組すると共に農繁期に於ける所の託児事業をも兼ねて行ふこととなつたのである。偶々善應和尚病魔に冒され加養中終に昭和十二年遷化せられたので現住職其の後を繼げて今日に及んでゐる。

三、區域内の概況

- (イ) 區域内農家戸數 四〇戸 (自作六戸、自小作二二戸、小作二二戸)
- (ロ) 耕地反別 田二三九反、畑三七七反、宅地二六反、山林一四〇〇反
- (ハ) 農家經營反別 田三七三反、畑三七七反、宅地利用四反、山林一四〇〇反
- (ニ) 作物別栽培反別

田	水稲	あ	水	田	粟	作	畑	作
	し	ら			紫雲		果樹	茶
	三七一反	二反			英	其他	其他	其他
					四六反	三反	一二反	二〇反
							五反	一二反
								二〇反

(ホ) 經濟狀態 貧富の懸隔少なく經濟狀態概ね良好である。

四、託児所の位置 大津市石山寺邊町四七番地 淨土宗西蓮寺(區域内全戸本寺の檀徒である)

五、時期及期間 春期約三週間、農作業の進度に依つて開始時期を定むるけれども概ね六月十日頃から六月三十日頃迄の間に開設されることになつてゐる。

六、受託小兒數

年度時期別	種 目			合計	備 考
	三歳以下 乳幼児	四歳以上 七歳未満	其他		
昭和十一年(春)	四人	一九	小學生	二八	受託延人員 三四五
昭和十二年(同)	三	一四	附添三	二〇	二九三
昭和十三年(同)	三	一八	三	二五	二五七

七、託児所の施設

- (イ) 建 物 本寺附設の紫雲會館(建坪三十坪)を使用し料金は徴しない本館は常設託児所用として昭和十二年小學校舊校舍を譲り受け檀徒の勞力奉仕に依つて建設したものである。本館建設前は本堂を利用してゐた。
- (ロ) 運動場 寺院境内を之れに當て面積は約六十坪である。
- (ハ) 娛樂設備 玩具、室内ブランコ二、屋外ブランコ一、遊動木二、シーソー三、スベリ臺二、蓄音機一、ラヂオ一、玩具繪本多數。
- (ニ) 食 器 備付食器は湯呑五〇人前、皿四〇人前、箸五〇人前、藥罐四個 不足する場合は寺院備付のものを利用する。

(ホ) 衛生用具

- 1、手洗場一ヶ所、洗面器二個
- 2、掃除用具 バケツ、箒、雑巾等
- 3、常備薬 オキシフル、メンソレタム、膏薬、繃帯等
- (ヘ) 炊事施設 中食は持参させる爲め其の設備はない。

八、擔任者

託兒所々長 吉水靖芳師 年齢二十九歳

昭和四年 縣立膳所中學校卒業 五ヶ年

昭和七年 京都佛敎專門學校卒業 三ヶ年

昭和十年 東京布敎講習所修了 一ヶ年

保 姆 吉水小苗氏 靖芳師妻 年齢二十六歳

昭和七年 京都華頂高等女學校卒業 四ヶ年

保 姆 吉水敏子氏 靖芳師姉 年齢三二歳

大正十五年 縣立大津高等女學校卒業 五ヶ年

昭和二年 縣立女子師範學校二部卒業 一ヶ年

二ヶ年餘小學校に奉職後退職された

保姆の資格條件 なし

給與の有無 なし

九、經營の概要

(イ) 受託開始時刻 自午前七時至午後六時

但し閉所時刻後と雖も都合に依つては引き続き受託することもある。

(ロ) 受託兒童の服装 概ね洋服を着用するが別に規程を設けず平常着を奨励してゐる。

(ハ) 受託兒の制限 流行性及傳染性疾患を有するものは受託しない。

(ニ) 保姆の訓育狀況 一日の課程を示すと左の如くである。

午前七時—八時 自由遊戯

午前八時 朝禮 佛前に於て吉水靖芳師指導

お約束 齊誦

人のいやがることをしませぬ

人のよろこぶことをします

お勤め 齊唱

1、のんののゝさま佛さま

おてゝあはしておがみませう

2、のんののゝさま佛さま

おめゝつむつておがみませう

午前八時三十分—九時 ラヂオ體操

午前九時—午後十二時 數取、談話、手藝等

中食、午睡

午後二時三十分—六時 遊戯、唱歌、園外保育（裏山登り）

午後六時 退禮 佛前に於て吉水靖芳師指導

唱歌 齊唱

1、今日もたのしくすみました

み佛さまにお禮して

道ぐさせずに歸りませう

2、あすまた休まずつれだちて

元氣になかよくまゐりませう

先生みなさんさやうなら

右の外に時々遠足をすることがある

(ホ) 中食及授乳 中食は各自持参のものを保母指導に依り一齊に食する。作法は左の如くしてゐる。

1、食前には必ず手を洗はず

2、食前の歌齊唱

遊戯お稽古してゐる中に

いつかおひるになりました

おてゝあはしてのゝさまに

お禮をいつてたべませう

3、食前の言葉齊唱

よい子になるやうにいたゞきます

4、食後の言葉

ごちそうさま

(各自食へ終れば自由に合掌して唱へる)

授乳には母親が來所するか又は附添（多くは乳兒の姉）が母親の所へ連れ行く

間食 午前十時頃と午後四時頃の二回、袋入りとして手渡し自由に食はすこととして餘り窮屈にしない。

(ハ) 午睡の取扱 一室を淡暗くして添乳的な談話をなして午睡を奨励する。その時間は大約二時間位とす。

(ト) 汚物の處理 褌は持参する事を本體とするけれども本所にも用意されて保母が之れを擔當する。

(チ) 急病に對する處置 應急の處置を施して保護者に引き渡す。

(リ) 託兒の送迎方法 小學生登校の際近隣友達誘ひ合つて來所する。閉所時刻には本人の兄弟又は保護者が來所して

連れ歸る事にしてゐる。

一〇、經營費 縣費補助及農事實行組合の寄附に依る収入を以て支辨し別に保護者からは徴收しない、最近三ヶ年の經費の様になつてゐる。

昭和十一年

三六圓二九錢

昭和十二年

二七圓八〇錢

昭和十三年

二三圓五〇錢

經費の主なるものは間食費である。

一、効果

(イ) 幼児家庭訓育の補助 幼児の訓育が農繁の爲め不得已等閑になる事を防止し得ると共に安全に保護し得ることが出来る。

(ロ) 宗教保育の効 共に助け共に生くるの平和な精神を涵養し得ること。

(ハ) 農家の労働能率の向上 特に母親の働きを向上し得ること。

二、改善又は要望事項 経営者相互に連絡し研究し得る機關の設置をしたい。

其の七 小學校が主體となつた一例

第四同長上村與進農繁託兒所經營概要

一、目的

農家にとつて最も繁忙を極める毎年六月の插秧期には老若男女悉く田園に打ち出で、恰かも戦場の様な觀を呈し小學校も爲めに一週間を休業して兒童にも家業の手傳させるのである。

小學校職員として農繁最盛期に手足纏の幼兒を預り保育教養して間接に援助し農家の勞を幾分輕減すると同時に入學前の幼兒を短期ながら保育して教育上に好影響あらしむる様に祈りつゝ本年第四回目の農繁期託兒所を經營することにしたのである。

二、沿革

昭和三年縣當局の懇切なる懇願と村當局の熱心なる同情とにより開設を試みるこゝとなり、豫め松島校長は前年始めて設置せられたる榛原郡勝間田村を視察し、又保姆となるべき女教員は濱松市常設託兒所の參觀をなさしめて、同年六月第一回を村内四ヶ所に開設して收容幼兒二二二名を保育した。

昭和四年六月も亦第二回を村内四ヶ所に前年同様設置して七日間保育教養し幼兒二九二名の多きに及んだのである。

昭和五年六月第三回を前同様村内四ヶ所に七日間幼兒三四八名を保育教養に努めた。

昭和六年度は第四回で前同様村内四ヶ所に六月二十二日より同二十八日まで七日間幼兒三七五名を保育することとなつた。

三、開設準備

1、豫算 過去に於て實施したる經驗に鑑み計畫は前年同様と見て幼兒數の増加を豫想して豫算金參百五拾圓を議決して頂いた。

2、計畫事業分擔 奉仕者懇請 學校職員のみにしては手張る仕事であるから村内地主階級及有力者夫人の奉仕懇請、女子青年團の保姆援助、男子青年團員の會場地施設勞力奉仕、上級兒童の手傳等豫め家庭を訪ひて諾否を頂き勤務日割表作製、諸帳簿の作製、備品消耗品の調査研究購入、會計係設置、會場設備研究、土産物の製作其の他の準備と細密の事務を分擔し遺漏なき様に立案した。

3、募集 各當局村農會と協議の上開設時期、開設場所、收容豫定人員等決定、村内毎戸に趣意書と申込用紙を添へて配布して募集にかかり一方各區長に依頼して趣旨普及と出席方の斡旋盡力を仰いだ。

四、施設概要

- 1、主催と託兒所長 主催——濱名郡長上村 所長——與進小學校長
 - 2、期間 自六月二十二日 至六月二十八日七日間 毎日 自午前七時 至午後六時
 - 3、會場 長上村與進託兒所
- 第一託兒所 (本校) 中田 天王 原島 下堀 天王新田

第二託児所 (市野分教場) 市野 上石田

第三託児所 (下石田公會堂) 下石田

4、收容幼児と各定數 數へ年三歳より七歳までのもの、各所共約七十名 計三百名の豫定

5、總務 所長 主任 保姆 職員

總務 長 上村 長

所長 與進小學校長

主任 保姆 職員は左記各所別に

	主 任	保 姆	職 員
第一 託 児 所	飯尾 祿 郎	神谷 直 子	久島 行 雄 井 柳 燕
第二 託 児 所	森 久 次 郎	鈴木 文 子	杉本 正 治 上村 文 平
第三 託 児 所	池 本 正 之	田口 とき 子	若澤 秀 彦 森 川 山 春 雄
第四 託 児 所	高 林 八 郎	渡 瀬 す み	河 内 勇 次 高 橋 鼎 高 橋 義 雄

6、保護者負擔

幼児一人に付白米壹升のこと(代金の場合は金貳拾錢)

五、實施狀況

1、收容幼児數

第一 託 児 所 七四

第二 託 児 所 一二七

第三 託 児 所 八〇

第四 託 児 所 九四

計 三七五

2、日課 餘り堅苦しい日課表によつて指導する事は彼等幼児の心理に即しない、極めて自然的に自由遊から色々變化轉換せしめる様につとめた、所謂合科指導が最も適してゐる様に思はれる。

室内——蓄音機 お話 唱歌 學藝會 積木遊 自由遊 繪本 手工

室外——ブランコ 砂遊 ボール投 繩飛び 遊戲 水遊 御參り 散步遠足 玩具遊 自由遊 シンソー

3、給食 食事は一切こちらで整へて新鮮な比較的營養價のある同一の物を給した、辨當を持参することは保護者にそれだけ面倒をかけ且つ副食物等區々であるため幼児に他人のものを羨む様な心を抱かせる虞があるによりて食事は萬端準備してやつた。

炊事員は特志婦人と女子青年團員の一部分が之を擔當して下さつた。献立は各所とも區々様々で豫算の範圍内にて自由に取定め趣向をこらして下さつた。

毎日十一時と午後四時の二回に給與した、幼児の家庭は大抵四食であるし且つ間食が日常よりも分量多からざるを慮り毎日二回宛給することとした方が遙によいことを感じた。各所別献立は左の様に給食した。

第一託児所本校	おさくら 澤 庵	櫻 飯 澤 庵	海苔ずし 澤 庵	櫻 飯 澤 庵	海苔飯 澤 庵	櫻 飯 澤 庵	油揚ずし 澤 庵
	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日

第二託兒所市野	海苔ずし 澤庵	櫻めし 澤庵	白飯にこみ 澤庵	海苔ずし 澤庵	櫻飯 澤庵	櫻飯 澤庵	海苔ずし 澤庵
第三託兒所小池	櫻飯 澤庵	胡麻飯焼 豆腐澤庵	海苔ずし 澤庵	豆飯 馬鈴薯澤庵	油揚ずし 澤庵	海苔飯 ツクダニ澤庵	櫻飯半 澤庵
第四託兒所下右田	海苔ずし 澤庵	櫻飯 澤庵	櫻飯 澤庵	海苔ずし 澤庵	櫻飯 澤庵	櫻飯 澤庵	もち 澤庵

4、間食 午前九時、午後二時の二回に給與し主として菓子各種を取りまぜて一人一回平均一錢二厘見當であつた。
 5、服装携帯品 募集期に服装の點を充分注意して質素を強要したので平常服に改まつた。携帯品として手拭、鼻紙を用意させ帽子、履物、傘等にはハッキリ名札又しるしを付けさせた。
 6、送り迎へ 入所幼兒の約半數は附添兒童(兄、姉等)があるので大變送り迎へが樂で部落に依り處女會員が朝夕取まとめ送り迎へして下さつて大變に手數が省けた。

7、保健狀態 一般に良好で唯僅かの頭痛者又は風邪の者のあつたのみで従つて缺席する者も少數であつた。
 8、教養した程度

- (イ) 挨拶——オ早ウ、イタダキマス、ゴチソウサマ、イツテマキリマス、サヤウナラ、イツテマキリマシタ。
- (ロ) 敬禮——神社、寺院へ參拜、長上及友達に對する禮儀
- (ハ) 自分の名、字の名、父母の名、年齢、返事の仕方、お話の聞き方、敬稱
- (ニ) 唱歌及遊戲——水鐵砲、三日月様、夕焼小焼、足柄山、カタツムリ、ヒライタヒライタ、汽車、鬼さんこちら、兔と龜、鳩、お菓子の汽車
- 9、お土産 毎日一品宛お土産を歸りがけに與へた。紙製手工品で簡單なもの
 小學校上級女兒童を煩はして準備して貰つた。

喜悅に溢れた面持で歸り行く幼兒を見て嬉しく思ふ、毎日一品宛與へるので出席獎勵となる。

今年與へたものは提灯、吹流し、郵便夫、箱、クサリ、風車、國旗

10、援助者 幼兒募集に會場設備に備品貸與、幼兒へ金品の寄附、炊事、手傳、保姆の助手に勞力奉仕をせられたことを村内各種團體篤志家に深く感謝する次第である。

援助者の大部分は地主富豪の夫人、寺院の僧侶、處女で農家幼兒の親切なる世話は思想融和上極めて喜ばしき感と與へた。

11、參觀視察者

縣社會課員外〇〇人は本校、市野、小池、下石田の各所を親しく御巡視下さつた。

村長さんは開設中數度各所を御巡視下され激勵を賜はり、又村吏員も各所を輪番毎日巡視せられ夫々獎勵の御言葉を賜はり所員一同深く感謝する所である。

村會議員、學務委員、農會長、區長、副區長、駐在巡查、青年團役員等村有職者各位の參觀の榮を頂いて一層色彩を添へた。

物質的援助並に勞力奉仕

第一託兒所

- (イ) 金員によるもの 金拾六圓也
- (ロ) 物品によるもの 六 人
- (ハ) 勞力奉仕によるもの 七 人

女子青年團員 五人
兒 童 三人

第二託兒所

(イ) 金員によるもの 金貳拾圓也
(ロ) 物品によるもの 十七人
(ハ) 勞力奉仕によるもの

女子青年團員 十四人
兒 童 三人

第三託兒所

(イ) 金員によるもの 金拾九圓也
(ロ) 物品によるもの 五人
(ハ) 勞力奉仕によるもの

夫 人 五人
女子青年團員 六人
兒 童 五人

第四託兒所

(イ) 金員によるもの 金拾壹圓也
(ロ) 物品によるもの 六人

(ハ) 勞力奉仕によるもの

夫 人 七人
女子青年團員 八人
兒 童 六人

六、設備一覽表

備品の内小學校備品の代用の出来るものはこれを利用して使用又炊事用具の如きは他より借り入れて使用し止むを得ざるもののみ購入設備した。

備品一覽表 (四ヶ所分)

一、黒板	四	二、黒板拭	四	三、チヨーク	各色
四、卓	四	五、椅子	四	六、樂器	四
七、樂器椅子	四	八、バケツ	八	九、箒	二
一〇、竹 箒	二	一一、雜 巾	二〇	一二、塵 取	四
一三、蓄音機	四	一四、レコード及針		一五、教 壇	四
一六、裝飾用萬國旗		一七、土 瓶	二	一八、湯 呑	二〇〇
一九、箸	二〇〇	二〇、板 紙	一四〇〇	二一、蒲 筵	二〇
二二、食 卓	四〇	二三、拭 巾	二	二四、炊事用バケツ	八
二五、薪 炭		二六、ブランコ	四〇	二七、砂 場	
二八、毛 布	二〇	二九、枕	二〇	三〇、負ひ帶	二〇

三一、盆 栽	四	三一、副食物運搬器	一六八
三四、積木用木片	三五、名 札	四〇〇	三三、ボール
三七、副食物	三八、オヤツ	三六、土産物(一種)	四〇〇
四〇、竈	四一、櫃、杓子	三九、釜	四二、救急藥品
四三、檢温器	四四、縹 帶	四五、疔瘡膏	四八、記録簿
四六、脱脂綿	四七、手 拭		四

(献立表、寄附名簿、備品臺帳、會計簿、幼兒出席簿、職員保母奉仕者其他出勤簿)

各所別玩具表

本校	三輪車	五	ダルマ落とし	一	木 馬	六
	ボール	二	積 木	七	スケート	六
	ブリキ皿	五	人 形	四	木 刀	四
市 野	自動車	五	電 車	三	ゴム球	三
	三輪車	三	ブリキ皿	八	木 馬	一〇
	小バケツ	三	飛行機	一	笛	三
	水鉄砲	一	ブリキ製金魚	五	積 木	三〇
	人 形	四	木 刀	四	自動車	五

電 車	四	ゴ ム 球	三			
小 池						
水、木鉄砲	八	ブリキ太鼓	五	洗面器	五	
木製雞	一〇	三輪車	五	木製犬	三	
木製汽車	一〇	木製兎	八	砂遊具	八	
電 車	四	自動車	三	ブリキ皿	五	
木 刀	四	ゴ ム 球	三			
下 石 田						
三輪車	三	水鉄砲	五	木 馬	五	
木製犬	一〇	自動車	二	汽 車	二	
人 形	一〇	砂遊具	四	木 刀	四	
電 車	四	ブリキ皿	五	ゴ ム 球	三	

七、経 費 (四ヶ所分)

總 經 費 三五〇圓

寄附金品の使途は各所別にして間食に土産物に充當し又玩具其他當該託兒所備付備品を購入了た。

(1) 備 品 費

四一、六五 玩具	一〇、〇〇 蓄音機レコード
一、八〇 檢温器	二、六〇 毛巾

(3) 晝寝幼児延人数

計	下石田	小池	市野	本校	
					廿二日
三一	六	五	五	一五	廿三日
四一	一三	六	九	一三	廿四日
六七	二〇	二三	八	一六	廿五日
五四	二一	八	七	一八	廿六日
五三	一五	一三	七	一八	廿七日
三八	一一	八	一〇	九	廿八日
三六	一五	五	〇	一六	計
三二〇	一〇一	六八	四六	一〇五	

(4) 糞尿脱漏数

計	下石田	小池	市野	本校	
					廿二日
一				一	廿三日
二		二			廿四日
一				一	廿五日
					廿六日
					廿七日
一		一			廿八日
一		一			計
六		四		二	

(5) 執拗幼児延人数

本校	
	廿二日
	廿三日
	廿四日
	廿五日
	廿六日
	廿七日
	廿八日
	計

計	下石田	小池	市野
五	五		
五	五		

(6) 參觀者数

計	下石田	小池	市野	本校	
					廿二日
一一	五	三	三		廿三日
一三	四	五	四		廿四日
九	二	一	六		廿五日
一二	四	二	六		廿六日
一一	三	四	四		廿七日
一〇	三	四	三		廿八日
二九	九	九	九	二	計
九五	三〇	二八	三五	二	

九、感想録

- 1、入所幼児が年一年と増加して會場の狹隘と保姆關係職員の手不足を感じるに至る。
- 2、地主富豪の夫人、女子青年團員の勞力奉仕と特志者の金品、物品の寄附等により幼児並に父兄が殊の外喜ばれ思想融和の上に好影響を與へたることを喜ばしく痛感した。
- 3、保育幼児の内には過半数前回に於て入所したものがあつて取扱上大變樂で好都合であつたこと三歳、四歳の幼児が年々多くなつてきた。

- 一、みなり……ふだん着のまゝでよい、手拭鼻紙を忘れぬ様、帽子を被らせて下さい。
- 一、持 物……帽子や、手拭、履物、傘に名を書いて置くかするしをつけること。
(食物は持たせてよこさぬこと)
- 一、送り迎へ……朝夕時間までに家の人がおつれ下さい。
- 一、用 便……毎朝大便をすましてよこして下さい。
- 一、自分の名……なるたけ言へる様に、呼ばれた時返事が出来るやう。
- 一、出 席……初はいやがる心配があります、よく言ひなだめてお出し下さい。
- 一、病 氣……身體に異状あるものはお申出下さい心配な時は休ませて下さい。
- 一、白 米……最初の日におべんとうの米を一升持つて来て下さい(お錢の方は金二十錢)
- 一、名 札……着物へ名札をつけて置きます、着物をかへた時お忘れのない様につけて下さい。
- 一、附 添……兄、姉の附添つて下さる事は歓迎します。
- 一、仕 事……託児所のある間になるべくおすまして下さい。

託児所へお出し下さい

小さいお子さんをお預り致します。

今年も例の通り村内四ヶ所に託児所を開きますから安心して御出し下さい、そしてその間にすつかりお忙しい田植をおすまし下さるやうにお願申します。

昭和 年 月 日

長上村與進託児所長

幼児保護者御一同様

記

- 一、時 日 六月二十二日から二十八日まで七日間 毎日午前七時から午後六時まで
 - 一、場 所 第一託児所(本校) 中田、原島、天王、下堀、天王新田
第二託児所(市野分校) 市野、上石田
第三託児所(小池分校) 小池
第四託児所(下石田公會堂) 下石田
 - 一、幼児募集人員 各所共六〇人迄(三歳から七歳まで)
 - 一、服 装 ふだん着のまゝ
 - 一、食 事 食事二回とおやつ二回與へます
 - 一、申込方法 申込用紙へ一人一枚に書き入れて學校へお出し下さい
 - 一、申込切 六月十五日迄
 - 一、費 用 白米一升、第一日目にお持ち下さい。代金の方は金貳拾錢
- 奉仕者心得と指導要項
- 一、出 勤 奉仕職員は毎日始業前に參集、諸準備と早出幼児指導
 - 一、日 課 豫め大體の日程を定め變化興味あらしむるやう顧慮すること

雨天の場合は特に倦き易きを以て氣分轉換するやう變化を求むること

- 一、食 事 援助夫人女子青年團員諸氏にその日の献立注文を申入れ炊事給食上差支なきやう材料用具を整へ置くこと

- 一、給 食 食事作法を訓練し手を洗ひ鼻汁を拭ひ食事の前後に禮をし食卓並に附近を汚さぬやう注意すること

- 一、間 食 午前午後一回宛間食を給すること、材料は主として菓子とし時に依り開設地域内よりの寄附者によるものを以て充當すること

- 一、睡 眠 睡眠をすゝめ寢室に於て安眠させること

- 一、遊 戲 一齊遊戯は午前午後一回宛指導し興味を起さす

- 一、糞 尿 糞尿を洩らせる者は早速處理して差支なきまでにいたはること

- 一、號泣逃走 泣く幼兒は之をなだめすかして機嫌を取り逃走するものは之を戒め決して無斷歸宅させぬこと

- 一、履物並持物 履物はよく揃へて脱がせ間違へぬこと持物は間違へぬこと忘れぬこと

- 一、往 復 往復は附添ある場合の外助手職員安全適當に處置すること

- 一、禮 儀 朝夕並に食事等に於て簡單なる作法指導敬禮の訓練をなすこと

- 一、土 産 物 土産物は前日に員數を數へ不足の場合は應急代用品を給與すること

- 一、遊 具 遊具は適當に交互に幼兒に使用せしめ所外兒附添兒童には絶對占用せしめざること

- 一、記 録 毎日の記録感想を詳記し經營状況を明にし後日の参考に供すること、日誌、出席、寄附物件、會計、感想其他

- 一、整 理 諸用具（食器、玩具、掃除具）は使用後整理し會場内外は兒童歸宅後掃除すること

- 一、發病負傷兒 發病、負傷兒あるときは應急手當をなし場合に依りては醫師の治療を求め保護者に通告するものとす

- 一、看 護 常に幼兒と接觸して親切に熱心に指導し喧嘩逃走危険なる遊び等なきやう細密に注意すること

實施參考書案内

季節共同保育所を開設する村や部落の人々の經營の參考として、又保母となつて乳幼兒の世話をする人々の保育の參考として、何かよい參考書がないだらうか。卷末の文献目録を見るとずい分澤山あるが、以上のべたやうに保育所が眞に其の使命を達成するやうな内容でこれ一冊讀めばそれでよいといった物は一冊もない。といふのは季節共同保育所の衛生や献立を説いたとしてもあまり都會的で農村の實狀から遠かつたり、季節保育所の任務理解が機械的であつたり、叙述が簡明、平易でなかつたりするためである。そのうちで比較的安價で手に入り易く參考になるものをあげておきたい。茲に一番考へなければならぬ事はこれらの開設手引や施設標準をそのまゝ鵜呑みにしてはならないことである。自分の部落の種々な事情を充分に考慮してその部落に一番適當したやうに設けることを工夫するのである。

參考書はあくまで參考書で單に一つの例を示すにすぎないのである。

經營の參考として

- 1、各府縣社會課又は府縣社會事業協會で季節保育所開設の乘、開き方、開設手引等のパンフレットを出してあるからとりよせる
- 簡單な經營法、開設届と補助申請手續、經營事例、管下季節保育所名簿等が内容となつてゐる。

2、季節保育施設標準並實施參考

中央社會事業協會

——一部一〇錢——

昭和八年八月作成のもので特に經營方法、所謂幼稚園的保育方法等その内容については一部改訂を要すべき所があるが、今猶参考にはなるだらう。府縣によつてはこれをそのまま開設手引として印刷頒布してあるところもある。

3、季節託兒所施設參考

昭一五、 麴町區九段一ノ五 愛國婦人會發行

これは愛婦としての季節託兒所設置並助成要項と全國一五分會の經營事例を輯めたもので、經營上の問題を知る上に參考となる。

非賣品とあるが村の愛婦分會の手を通じて求めたら手に入るだらう。

4、われらの託兒所

昭一四、 東京市麴町區丸ノ内三ノ一 帝國農會發行

これは農業共同作業叢書の第八輯で新潟縣北蒲原郡木崎村の川瀬新藏氏が同村に於ける經濟更生の一事業として開いた經驗の詳細な記録で本書參考資料の經營事例にも紹介してあるが是非共一讀してほしい。

定價は未定だが町村農會の手でとりよせてもらへばよい。

5、農繁期託兒所の經營及其の實際

昭一五、 東京市麴町區有樂町一ノ一一 産業組合中央會

童話作家川崎大治氏が幼兒の遊ばせ方を實際の經驗から親切に手引したものである。

保育の參考としては

1、愛育讀本

昭一〇、 東京市神田區神保町一ノ一 三省堂發行 一部五十錢 振替東京三二五五五

これは季節保育所のために書かれたものではないが、保姆になる人は必ず讀むべき良書である。内容が都會的であることを頭に置いて讀んでほしい。母のために書かれたので振假名付でやさしく書いてあるから誰にも讀める。出生から入學までの心と身體の發達の様子やその時期々々の榮養、玩具、習慣、病氣の豫防等について注意することを述べたものである。

なほ婦人俱樂部、主婦の友等の附録として「赤ちゃんの育て方」といふおまげがあるが之も乳兒の世話等にはすぐ役に立つ。

2、わが分會の託兒所を語る 昭一五 愛國婦人會發行

愛婦分會の經營體験三つを輯めたもので特に金津村の根岸まつえ氏の「草笛」は土地にある物や自然物を使った遊具、玩具の作り方を圖入で示し、保姆の苦心を事細かに述べて季節保育所保姆の働き方のコツを示してゐる。根岸まつえ氏は左記の常設保育所に保姆として熱心に働いてる方で農村保育所について經驗が深い。

新潟縣中蒲原郡金津村立保育園

3、季節保育所の衛生

昭一一 麻布區盛岡町一ノ五 恩賜財團愛育會發行 一部一〇錢 (振替東京八四六一六番)

六〇頁ほどのパンフレットだが、乳幼兒の身體、榮養、保育上心得ておくべき小兒病と其手當、保育所に必要な藥品、衛生器具、消毒法等を知るのに便。

4、季節保育所の保育上必要な童話、人形芝居や紙芝居の簡単な作り方や演り方等については次の所へ問合せれば親切に教へてくれる。

東京市麴町區富士見町 法政大學兒童研究所内 保育問題研究會

なほ同會發行の左記會報は一讀して保育上の參考にしてほしい。

保育問題研究 二ノ八 農繁期託兒所參加記録 一部二〇錢